## 広島県告示第百十三号

のとおり変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次

おいて、令和四年三月二十二日までの間、 その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所に 縦覧に供する。

令和四年三月七日

広島県知事 湯 英 彦

道路の種類

県道

路線名

西城比和線

 $\equiv$ 

道路の区域

拡幅		一、七〇~一	新	まで 庄原市比和町三河内字三ツ子山六三二三番一
			旧	地先から 庄原市比和町三河内字三ツ子山六三二三番一
備考	(メートル) 長	敷地の幅員	の新別旧	区